

広島県告示第五百号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十六年七月十七日までの間、縦覧に供する。

平成二十六年七月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道下御領井原線	福山市神辺町大字上御領字北淀水九四番一地从先から福山市神辺町大字上御領字不自由二一五番一地从先まで	平成二十六年七月三日